

判決録



行政

○総代会を設けた土地区画整理組合が解散して清算法人となつた場合、総代会は清算人を選任する権限を有するとされた事例

清算人解任申立決定に対する抗告事件
札幌高裁二七(ウ)二〇号平抗告
27・12・10民三第決定 取消(特別原審札幌地裁平二七(ウ)五号、平27・10・29決定)

一 事案の概要
(1) 本件は、A土地区画整理組合(本件組合)の総代会が抗告人を本件組合の清算人を選任したことについて、元清算人であった被告が、同選任は無効であると主張して、抗告人の解任を求めている事案である。

(2) 本件組合は、平成二十七年六月二十五日に解散して清算法人となり、元理事らが清算人及び監事に就任したが、約八億二〇〇〇万円の残余財産をどのように処分すべきかを巡る激しい対立が組合員間にあって、清算人及び監事が全員辞任し、清算人がいない状態にあった。そうした中、被告は、土地区画整理法(以下、単に「法」という。)四六条の二に基づいて、札幌地方裁判所に対して清算人選任の申立てを行い、本決定当時、同裁判所で審理中であった(本決定後、同申立ては却下されている)。

本件組合の総代会は、法三六条三項、四六条ただし書に基づいて、抗告人を清算人を選任した。これに対して、被告が、総代会について総会に関する規定を準用した法三六条四項が四六条ただし書を準用していないことなどを理由として、総代会には清算人を選任する権限がないと主張し、抗告人の解任を求めたのが本件である。

(3) 原審は、清算人の選任については法三六条三項一号が準用され、総代会にはその権限がなく、したがって、抗告人を清算人を選任した総代会の議決は無効であるとした上で、抗告人が本件組合の清算人に有効に就任していないことを確認するものとして、抗告人を清算人から解任する旨の決定をした。これを不服として、抗告人が抗告をした。

二 本件に含まれる問題点について
(1) 組合員の数が一〇〇人を超えること、総会を開く場合においてその場所の選定が困難となり、通知事務が煩雑になる等多大の障害が予想されるので、法三六条は、このような総会に代わって、その権限を行わせるため、総代会をおくことができるとしている(建設省都市局区画整理課監修・逐条解説土地区画整理法(ぎょうせい)一三二参照)。本件組合も、組合員の数が一〇〇人を超えており、定款をもって総代会をおくこととしている。

(2) 総代会は、原則として総会の権限に属する行為を代わって行う権限を有するが、理事及び監事の選挙及び選任(一号)及び法三四条二項に規定する特別議決事項(二号)に限っては、総会の専権に属し、総代会が権限を代行することが否定されている(法三六条三項)。これら重要な事項は、たとえ多大な障害があつたとしても、総会を招集して議決することが必要とされたものである。

前記のように、役員(理事及び監事)の選挙及び選任については総会の専権に属することが明らかである。その一方で、清算中の組合を代表することになる清算人(清算人が清算中の組合の代表権を有することについては、理事と土地区画整理組合の関係について規定する法二八条一項のような明文を欠くが、他に代表機関が存在し

ない以上、おそらく異論はないものと思われる。)の選任について、法は、総会の権限とする(四六条の二ただし書)。一方で、三六条三項において明示的には総代会の権限外とはしていない。

ここで、清算人が理事と同様の広範な代表権を有しており、その選任は理事の選任と変わらない重要な事項であると見られるなら、法三六条三項一号を準用し、総代会の権限を否定することにならう(否定説)。他方、清算人の地位を理事の地位と同列に論ずる必要は必ずしもないと見られるなら、法三六条三項が清算人の選任を総代会の権限外とはしていない以上、総代会の権限を肯定することにならう(肯定説)。

(3) 結論として、本決定は肯定説に立つて、否定説に立つ原決定を取り消して、解任申立てを却下した。清算人は、現務の終了等の限られた職務及び権限を有しているにすぎず(法四六条の四)、理事の地位と同列に論ずる必要は必ずしもないということが主な理由となっている。

三 本決定の評価について
総代会が清算人を選任する権限を有するかという本件の問題点については、これを判断した裁判例も、これを論じた文献も見当たらないところであり、今後も実務の参考になるものと考えられる。(仮名)

参考条文

土地区画整理法三六条三・四六条

当事者

原告人 甲 野太郎
同代理人 弁護士 佐々木泉頭

被告 乙 山松夫
同代理人 弁護士 尾崎英雄
被控人 平野美里
中山博之

主文

一 原決定を取り消す。
二 本件申立てを却下する。
三 手続費用は、第一、二審とも被告人の負担とする。

理由

第一 抗告の趣旨

第二 事案の概要

一 本件は、A土地区画整理組合(以下「本件組合」という。)の総代会が抗告人を本件組合の清算人を選任したことについて、同選任は無効であると主張して、抗告人の解任を求めている事案である。

原審は、清算人の選任については土地区画整理法(以下、単に「法」という。)三六条三項一号が準用され、総代会は清算人を選任する権限を有しないとして、抗告人

を清算人から解任する旨の決定をした。二 前提事実(一件記録により容易に認められる)。

(1) 本件組合は、平成一五年三月一八日、北海道知事から委任を受けた札幌市長から設立の認可を受け、札幌市〇〇区〇〇町〇〇地区において土地区画整理事業を実施してきたが、平成二七年六月二五日、解散して清算法人となり、被告ら七名(以下「元清算人ら」という。)が清算人、丙川竹夫ら三名(以下「本件監事ら」という。)が監事となった。

(2) 元清算人ら及び本件監事らは、同年七月二八日、全員が辞任した。被告らは、同月三〇日、札幌地方裁判所に対して、清算人選任の申立てを行った(札幌地方裁判所平成二七年(ウ)第三号)。

(3) 本件組合は、組合員数が一〇〇人を超えており、総代会を設けている(法三六条一項、定款四七条)。

本件監事らが招集した本件組合の総代会は、同年一〇月一六日、抗告人を清算人を選任した(以下「本件選任」という。)

三 当事者の主張の要旨
(1) 原告人
法三六条三項は、清算人の選任を総代会の権限外とはしておらず、本件選任は有効である。

(2) 被告ら
本件選任には、以下のような瑕疵があり、無効である。
ア 本件監事らは既に辞任しており、必

急の職務しかできない本件監事らが総代会を招集することには疑問がある。

イ 総会の規定を総代会に準用した法三六条四項において、法四六条ただし書を準用しておらず、総代会では清算人を選任できないものと見るべきである。

ウ 上記(2)のとおり、清算人選任について札幌地方裁判所において審理がなされている。

第三 当裁判所の判断

一 法四六条ただし書によれば、総会は清算人を選任する権限を有しているものと解され、法三六条三項本文は、一定の除外事由(同項一号及び二号)に該当するもののほか、総代会に対して、総会の権限を代行することを認めている。そして、清算人の選任は、上記除外事由には含まれていない。なるほど、同項一号は理事及び監事の選任等を除外事由としているが、清算人は、現務の終了等の限られた職務及び権限を有しているにすぎず(法四六条の四)、その選任に関し、必ずしも理事及び監事と同様に扱うべきものとは解されない。また、法三六条四項は、総代会の招集、議長、会議及び議事という手続面について総会に関する規定の準用を定めているものであつて、総代会の権限を定めたものではないから、法三六条四項が法四六条ただし書を準用していないからといって、総代会が法四六条ただし書所定の総会の権限を代行する権限を有しないということとはできない。

本件監事らは辞任しているが、後任の監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う権限を有している(法二七条六項)。そして、元清算人らが全員辞任したことによって、本件組合は代表者がいない状態になったから、早急に清算人を選任するために、本件監事らが総代会を招集する必要がないとはいえない。

二 以上によれば、総代会を設けている本件組合において、総代会は清算人を選任する権限を有するものというべきである。

三 よつて、抗告人を解任する旨の原決定は不当であるから、これを取り消し、被告らによる本件申立てを却下することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡本 岳 裁判官 高木勝己 近藤幸康)